

# 岐阜県公報

第 五 十 七 号

令和元年十一月十九日

(火曜日)

## 目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 三六二

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 三六一

公 示

公共測量の実施

(用 地 課) 三六一

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課) 三六一

落札者等に関する公示

(会 計 課) 三六三

正 誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(治 山 課) 三六四

保安林の解除をしようとする旨の通知中訂正

(同 ) 三六四

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知中訂正

(同 ) 三六四

岐阜県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

告 示

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市中野方町字山名九一三の六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

令和元年十一月十九日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表七の項部長専決事項の欄中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

1 第五条の四の広域的連携等推進協議会を組織することの決定

別表第三業務水道課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「第五条の二第二項の広域的水道整備計画」を「第五条の三第一項及び第六項の規定による水道基盤強化計画」に、「及び」を、「同条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）の同意の申請、同条第十項の水道基盤強化計画の変更（同項において準用する同条第六項の規定による変更を含む。）並びに」に、「裁定」を「規定による裁定」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったた

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

令和元年十一月十一日から  
令和二年三月二十五日まで

四 作業地域

郡上市

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

恵那市笠置町の一部（笠木山）

三 調査を行った期間

平成二十五年年度から平成三十年年度まで

四 地図及び簿冊の名称

恵那市（笠置町の一部）の地籍図

恵那市（笠置町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月十九日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡川辺町

二 調査を行った地域

加茂郡川辺町大字石神の一部（石神 工区）

三 調査を行った期間

平成二十八年度から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍図

加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月十九日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡川辺町

二 調査を行った地域

加茂郡川辺町大字石神の一部（石神 工区）

三 調査を行った期間

平成二十九年度から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍図

加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月十九日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡川辺町

二 調査を行った地域

加茂郡川辺町大字中川辺及び大字西栃井の一部（東光寺）

三 調査を行った期間

平成二十八年度から平成三十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡川辺町（大字中川辺及び大字西栃井の一部）の地籍図

加茂郡川辺町（大字中川辺及び大字西栃井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和元年十一月十九日

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十一月十九日

岐阜県知事 古 田 義 善

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備及び定期耐空検査 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和元年9月11日

4 落札者を決定した日 令和元年10月23日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町9丁目11番地  
中日本航空株式会社岐阜支店  
支店長 美濃島 優

6 落札金額 33,660,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係  
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

令和元年八月二日第二十六号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第百四十六号）一四七頁下段後ろから九行目中「字二渡東二〇四四の一四六、二三四九の二」が「字二渡東二〇四四の一四六・二三四九の二（以下「筆」）」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和元年八月三十日第三十四号 保安林の解除をしようとする旨の通知（岐阜県告示第百八十六号）一九〇頁上段前から二行目中「指定理由の消滅」は、「次の図」

消滅

は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供す

の誤り。  
No.)」

正 誤

(原稿誤り)

令和元年十月四日第四十四号 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（岐阜県告示第百四十七号）二七七頁下段後ろから八行目及び九行目中「二五八二の二〇（次の図に示す部分に限る。）」は「二五八二の二〇」の、同段後ろから十行目中「二五八二の二」は「二五八二の二（次の図に示す部分に限る。）」の誤り。

令和元年十一月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社